

令和5年11月16日	
担当課	人事課
所属長	木山 幸介
電話	06-6489-6177

無許可欠勤を行った職員の処分について

1 被処分者及び処分内容

福祉局 一般職員(20歳代・男性)

停職1月(地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号)

2 処分年月日

令和5年11月16日(木)

3 処分の概要

被処分者は、令和元年10月10日・11日、11月21日・22日及び12月23日について無許可欠勤し、累積欠勤日数が5日となったことから、令和2年2月4日に文書厳重注意の措置を受けていたにもかかわらず、再び令和2年8月5日から8月7日まで、8月11日から8月14日まで及び8月17日の8日間について無許可欠勤し、累積の欠勤日数が13日となった。そうしたことから、その後の病気休職からの復職後直ちに地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号の規定に基づき懲戒処分として停職1月とした。

以上